

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和4年2月2日)

開催日及び場所		令和3年12月10日(金曜日) 九州森林管理局4階 第2会議室			
委員		鹿瀬島正剛(弁護士) 諏佐マリ(熊本大学法学部准教授) 村中剛士(公認会計士)			
審議対象期間		令和3年7月1日～令和3年9月30日			
審議対象案件		168件 うち、1者応札案件60件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件			
抽出案件		10件 うち、1者応札案件 5件 (抽出率6%) (抽出率8%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争		
			工事希望型競争		
			その他の指名競争		
		随意契約			
	業務	一般競争		2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型競争		
			簡易公募型競争		
			その他の指名競争		
		随意契約	公募型プロポーザル		
			簡易公募型プロポーザル		
			標準型プロポーザル		
			その他の随意契約		1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	物品・役務等	一般競争		3件 うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争			
		随意契約(企画競争・公募)		1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		随意契約(その他)		1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	(特記事項)		特になし		

	質問	回答
委員からの意見・質問に対する回答等	<p>○抽出事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.1(芦北地区治山工事)について、事業箇所の場合や資材置き場の狭さなどの問題で前回の入札は不調に終わったということであるが、応札しようとする者は悪条件との特殊性を分かった上で、入札しているのか。 ・そういったことから住民説明会を行い、資材置き場の確保や工事に必要な条件を整えた上で、2回目の入札を行ったのか。 ・住民説明会は発注側(九州局)で主催するのか。 ・2回目の入札を行うにあたり、工期は厳しくなったのか。 ・予定価格は1回目と何か変わっているのか。 ・今回の工事は隣接する2箇所をまとめて入札したという説明だが、1箇所ずつに改めて分割発注することは考えなかったのか。 ・No.10(緑の循環認証会議(SGEC)森林管理認証更新審査業務)について、審査対象は九州局になるのか。また、審査をする会社が全国に4社あり、そのうちの1社のみが入札に参加したという説明だが、残りの3社が入札に参加しない理由はあるのか。 ・今回の審査地域は球磨川森林計画区内国有林となっているが、林野庁という大きな枠として審査を行うことが出来ないのか。 ・森林認証を受けるとメリットはあるのか。 ・No.7(製品生産(土埋木)事業請負)について、土埋木が無くなりつつあるということだが、この事業も無くなってしまふのか。 ・現在も土埋木には価値があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応札しようとする者は現場説明書や実際に現地へ行くなど現場条件を確認した上で、入札参加申請を行っている。入札不調後のアンケートでは工事に係る諸条件が合わないという理由等で入札に参加しなかったとの結果であった。 ・アンケート結果によると、応札しようとする者は作業環境に加え、周辺住宅への振動や騒音等が問題化するのはと懸念していたため、予め住民説明会を行った。今回これらについて住民の了解を得られたため、改めて入札を行ったものである。 ・説明会は発注者が主催するが、地元自治体にも参加してもらっている。 ・本来、必要な工期を確保した上で入札を行うところであるが、入札不調等で2回目の入札になると工期を確保することができない実態がある。このような場合は、財務局と協議の上、繰越制度を活用し、年度を越えた適正な工期を確保しているところである。 ・予定価格は、工事内容の見直しを行うと変わることもあり、今回の工事については仮設費の見直しを行ったため、割増しとなり予定価格は高くなった。 ・分割して発注することは考えなかった。 ・審査対象は九州局である。残り3社が入札に参加しなかった理由としては、距離的な問題も考えられることと九州以外にも認証地があるため、他認証地の業務が忙しく、手が回らないため参加しなかったのではないかと考えられる。 ・森林計画を樹立している流域毎に審査を行うこととしているため、林野庁全体として審査を行うことは出来ない。 ・森林認証を受けた森林から生産された木材にラベリングすることで、木材の販売価格が高くなった実績があるとともに、買受業者は環境に配慮した持続可能な森林管理のもとで産出された木材等を販売・使用しているということが社会的に認知されるので、環境配慮への取組を消費者にアピールすることができる。また、認証森林から産出される林産物として他の商品との差別化が図られ、環境配慮製品として消費者から選ばれることが期待できる。 ・土埋木の資源は減ってきており、土埋木を搬出する事業体の後継者不足という問題もあり、厳しい状況である。しかし、地元地域等には土埋木を使った伝統工芸品を製造する業者がいるため、今後において年間何m³まで供給できるかという協議を行っている。 ・現在も伝統工芸品の材料として価値がある。
委員会による意見の具申又は勧告の内容[これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	

事務局:九州森林管理局企画調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。
 (注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。